

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530115

研究課題名(和文) ヨーロッパ共通私法の形成と日本民法への影響

研究課題名(英文) The Emergence of Common European private law and Its Impact on the Japanese Civil Code System

研究代表者

川角 由和 (Kawasumi, Yoshikazu)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：80204725

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文)：研究計画に従い、ヨーロッパ私法の展開について、従来の関連研究の成果を踏まえて作業を進行させた。とりわけ、外国人研究者との積極的な交流を行い、それと同時に、ヨーロッパ私法、民法(債権法)の改正に関する提案などの基礎的な資料を検討した。ヨーロッパ共通参照枠(DCFR)に関する基礎的な研究と、同時に翻訳作業をも行った。外国で開催された国際比較法学会や研究会にも参加した。多面的に国際交流を深め、ヨーロッパ私法に関する情報(アジアへの影響も含めて)を収集した。その際、日本法の情報も発信した。2013年度に上記の共通参照枠(DCFR)の翻訳を完成させた。近時の民法改正などにかかわり論稿を発表した。

研究成果の概要(英文)：For the Development of European Private Law, we proceeded to work in the light of the results of relevant previous studies. Among other things, make the active exchange with foreign researchers, at the same time, we examined the material basic law model of European private law, such as the proposal for the revision of the (law of obligations) of the Civil Code of Japan. To perform basic research of Common European Framework of Reference on (DCFR), we translated these provisions at the same time. We also participated in the study group and the International Conference of Comparative Law. To deepen the international exchange multifaceted, we collected information about the European private law. At that time, we have provided foreign researchers the information of Japanese law in a foreign language. We have published the completed translation of the DCFR in 2013. Papers related to the recent amendment to the Japanese Civil Code have been also published.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：ヨーロッパ私法 EU ドイツ 契約法 民法改正

1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とする課題については、ヨーロッパで、各国私法の統一といった観点から比較法的な作業として積極的に取り組む研究が多数みられた。なかでもハイン・ケッツ『ヨーロッパ契約法 I』は卓越した先駆的著作であり、私たちの一連の研究作業の出発点でもある。同書は邦訳され、大きな反響を得た。また、契約法の比較法的検討は、以前から私法統一国際協会 (UNIDROIT) や国連国際商取引委員会 (UNCTRAL) をはじめとする国連組織で行われてきた。契約法は世界的レベルで、国境を越えた取引にとってきわめて重要な経済的基盤を提供している。この動きは、1980 年の国際物品売買契約条約 (ウィーン国際動産売買条約、CISG) また 2004 年のユニドロア国際商事契約原則 (PICC) として結実した。同時に、ヨーロッパでは各国学者の連携による学術プロジェクトが盛んである。これらの分析は重要である。こうした作業をフォローし、その中で、日本もまた契約法の方向性に影響を与えることが必要であると認識した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第 1 に、欧州連合 (以下、EU) 域内市場の拡大・展開において、経済的障壁を法的レベルで解消することを意図した EU レベルで進行する私法統一化の動きを全体として跡付け、その方向性および特質の解明である。第 2 は、こうした動きを基礎づける近代ヨーロッパ私法の原理、並びにヨーロッパ私法の平準化動向、さらには統一化 (法典化) の動向を分析することにより、近代ヨーロッパ私法の共通原理とその射程を明らかにし、現代的な改正の課題を抱える日本民法典への影響を考察することにある。今回の研究期間では、とくにヨーロッパ民法典・契約法典形成の可能性を探りつつ、併せて債権法分野全体にわたる民法典全体の構造的・体系的分析を行い、それらの日本法への受容可能性を解明する。

3. 研究の方法

第 1 に EU 法レベルでの法統一に向けた動きについて重要な指令等を取り上げる。必要に応じて翻訳作業を行う。「ヨーロッパ私法共通準拠草案 (DCFR)」についての分析作業を本格的に進める。第 2 に、EU 法レベルでの平準化の動きに対応した各国私法の現代化現象および改正動向を取り上げる。その際、ドイツ法圏、イギリス法圏、フランス法圏といった従来の法圏論的分析枠組を利用する。第 3 に、第 1 の課題と対応しつつ、ヨーロッパの主な国々を対象とし、各国固有の法システム (裁判制度・実務慣行) のあり方を踏まえて、各国債権法 (とくに契約法) における制度的共通性を明らかにする。その際、可能なかぎり立法・判例の動向を含めて考察を試みる。

第 4 に、資料的な価値をもつ各国債権法 (とくに契約法) の条文や重要文献の翻訳作業も行う。主に英語・ドイツ語・フランス語文献に依拠しながら作業を進め、翻訳等は積極的に公表する。

4. 研究成果

当初の計画に沿って作業を行った。具体的な成果として、後掲するように、ヨーロッパ私法に関する基礎研究作業および翻訳作業がある。とりわけ、ヨーロッパ契約法原則 (PECL) の展開として位置づけられている DCFR (ヨーロッパ共通参照枠) の翻訳作業およびその検討作業を連携研究者の協力も得て精力的に遂行することができた。その成果として、『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則—共通参照枠草案 (DCFR)』を刊行した。本研究期間において、定期的に研究会を開催し、また外国の研究者とのセミナーを行い、多様なかたちでの情報交換が可能となり、ネットワークを形成することができたことも重要な成果の一つである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 22 件)

1・中田邦博「消費者法の視点からみた日本の売買法と民法改正」鹿野菜穂子・中田邦博・松本克己編『消費者法と民法』(法律文化社) 65 頁-85 頁 (2013 年) 査読なし

2・Kunihiro Nakata
Die internationalisierung des Vertragsrechts und das japanische recht
Zeitschrift für Japanisches Recht
Nr.18,pp.203~216 頁 (2013 年) 査読あり
3・若林三奈「第 VIII 編第 5 章第 2 節(前半・後半)」ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則—共通参照枠草案 (DCFR) 251~254 頁、259~261 頁 (2013 年) 査読なし

4・川角由和「わが国における近代的家族法思想形成の一つの軌跡——戒能通孝著作集 VI『家族』を読む」龍谷法学 45 巻 4 号 225~253 頁 (2012 年) 査読なし

5・川角由和「シンポジウム・不当利得法の現状と展望・質疑応答記録」私法 74 号 71~76 頁、84~86 頁 (2012 年) 査読なし

6・Yoshikazu Kawasumi,
Issues and Present Outcomes from the
Discussion over the Claims based on the
Infringement of
Another's Property or Legal Interests
under Unjust Enrichment Law
SHIHO(JOURNAL OF PRIVATE
LAW)No.74 査読なし

pp.333-334(2012年)
7・川角由和「第3編第1章第4節 債権譲渡」新・コメンタール民法(財産法)日本評論社 666~696頁(2012年) 査読なし
8・川角由和「第2章第7節 貸借」新・コメンタール民法(財産法)日本評論社 869~901頁(2012年) 査読なし
9・若林三奈「第3編第5章 714~724条」新・コメンタール民法(財産法)日本評論社 1049~1079頁(2012年) 査読なし
10・Kunihiko Nakata,
Case No.5 Extinctive Prescription for Damage Claims Under the Warranty against Defects
Cases and Comments Intellectual Property, Civil, Commercial and International Private Law Writings in Honour of Harald Baum “, edited by Moriz Baelz et.
pp.49-53(2012年) 査読なし
11・中田邦博(寺川永と共著)「ドイツ債務法の改正経緯——ドイツ債務法現代化法・ヨーロッパ共通売買法規則提案」23年度諸外国の債権法及び我が国の取引実務に関する調査報告書、商事法務 1~136頁(2012年) 査読なし
12・川角由和「侵害不当利得請求権論の到達点と課題」ジュリスト 1428号 14~21頁(2011年) 査読なし
13・川角由和「不当利得法における侵害不当利得請求権の位置づけ——磯村哲『不当利得論考』の考察をかねて」龍谷法学 44巻3号 43~78頁(2011年) 査読なし
14・中田邦博「消費者法とは何か」法学セミナー681号 2-5頁(2011年) 査読なし
15・中田邦博「消費者契約法(2): 不当条項規制」法学セミナー683号 98-103頁(2011年) 査読なし
16・中田邦博・坂口甲・高嶋英弘「マルティン・シュミット・ケッセル『ヨーロッパ私法における契約解消と巻戻し』」『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』181~208頁(2011年) 査読なし
17・中田邦博「契約の内容・履行過程と消費者法」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年) 25-48頁 査読なし
18・中田邦博「ドイツにおける広告規制」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年) 297-319頁 査読なし
19・中田邦博「(訳)アクセル・メツガー『ヨーロッパ私法における一般的法原則——ヨーロッパ的多層システムにおける統一的方法論のための試論』」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(2011年) 383-408頁 査読なし
20・若林三奈「(翻訳)ウルリッヒ・マグヌス著: ヨーロッパとの関係で見るドイツ不法行為法」龍谷法学 44巻1号 216-249頁(2011年) 査読なし

21・若林三奈「(翻訳)ハイン・ケッツ＝ゲルハルト・ヴァーグナー著、吉村良一・中田邦博監訳『ドイツ不法行為法』10章『損害賠償給付の種類と範囲』(Rn.656-738)および11章『保険者の求償』(Rn.761-784)』(2011年) 査読なし
22・若林三奈「(翻訳)ヘルムート・コツィオール著: ヨーロッパにおける損害賠償法の改革II(一)(二)」民商法雑誌 144巻4=5号 671-696頁、6号 697-713頁(2011年) 査読なし

[学会発表](計 7 件)

1・中田邦博「Remedies for Non-performance and Monetary Award」COLLOQUIUM ON THE PERFORMANCE INTEREST (NUS Lsw school Singapore, 2013年07月26日)
2・中田邦博「RECENT DEVELOPMENTS OF CONSUMER LAW AND REFORM OF CIVILCODE IN JAPAN」THE INTERNATIONAL CONFERENCE ON CONSUMERISM 2013(招待講演)(the Equatorial Hotel Bangi Selangor Malaysia, 2013年03月27日)
3・中田邦博「消費者法の視点から見た日本の売買法と民法改正」第二回東アジア民法学術大会[招待講演](中国・延辺大学新校区技楼八階学術報告庁、2012年08月18日)
4・中田邦博「日本における民法改正における民法総則の現代的意義」(Die gegenwärtige Bedeutung des Allgemeinen Teils beim Reformvorschlag des Minpô in Japan) スウェーデン・ストックホルムにおける法制史セミナー(2011年5月28日)
5・中田邦博「Protection of consumer group rights in Japan」ブラジル・リオデジャネイロにおける Rio Conference: Access to Justice and Social Rights(2011年8月19日)
6・中田邦博「日本における契約締結上の過失責任論と民法改正をめぐる議論」韓国・ソウルにおける韓国比較私法学会(2011年8月24日)
7・中田邦博「ヨーロッパにおける法発展の日本消費者法への影響」(Der Einfluss europarechtlicher Entwicklungen auf das japanische Verbraucherrecht) 東京・慶應義塾大学における日独150年記念シンポジウム „RECHTSTRANSFER IN JAPAN UND DEUTSCHLAND“(2011年11月4日)

[図書](計 8 件)

1・鹿野菜穂子＝中田邦博＝松本克美編『消

費者法と民法』、査読なし、300頁、2013年

2・中田邦博＝鹿野菜穂子編著「基本講義消費者法」日本評論社、全329頁、2013年査読なし

3・中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和その他監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則－共通参照枠草案 (DCFR)』、法律文化社、全501頁、2013年 査読なし

4・松岡久和＝中田邦博編『新・コメンタール民法(財産法)』、日本評論社、全1200頁、2012年 査読なし

5・潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和(申昌善訳)『国際物品買戻条約』、Fides Publishing Company、全326頁、2012年 査読なし

6・中田邦博・鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』日本評論社、全626頁、2011年 査読なし

7・川角由和・中田邦博・潮見佳男・松岡久和編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』日本評論社、全612頁、2011年 査読なし

8・ケッツ＝ヴァーグナー著吉村良一・中田邦博監訳「ドイツ不法行為法」法律文化社、全422頁、2011年 査読なし

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川角 由和 (KAWASUMI YOSHIKAZU)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：80204725

(2) 研究分担者

中田 邦博 (NAKATA KUNIHIRO)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：00222414

若林 三奈 (WAKABAYASHI MINA)

龍谷大学・法務研究科・准教授

研究者番号：00309048

(3) 連携研究者

岡本 詔治 (OKAMOTO SHOJI)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：60108777

兒玉 寛 (KODAMA HIROSHI)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：70192060

松岡 久和 (MATSUOKA HISAKAZU)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・

教授

研究者番号：30165782

潮見 佳男 (SHIOMI YOSHIO)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・

教授

研究者番号：70178854

高嶋 英弘 (TAKASHIMA HIDEHIEO)

京都産業大学・法務研究科・教授

研究者番号：70216646

松井 和彦 (MATSUI KAZUHIKO)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：50334743

馬場 圭太 (BABA KEITA)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：20287931

森山 浩江 (MORIYAMA HIROE)

大阪市立大学・法学(政治学)研究科(研究

院)・教授